

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の社会福祉法人Cに採用され、同Cが運営する養護老人ホームD（以下「事業場」という。）の事務員として勤務し、平成〇年〇月〇日からは事務課長心得として総務・経理事務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月末付けをもって解雇する旨を通告されたため、労働審判を申し立て、同年〇月〇日に調停が成立し解雇が撤回され、同年〇月〇日に復職した。請求人は、復職後、事務課長心得からD課長心得に配置換えとなり、担当業務も施設利用者の通院や外出の補助等に変更になり、同年〇月に「適応障害」を発病したとして、休職に至った。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日に復職し、主に草刈り等の作業に従事することになったところ、同作業等により左肘等を痛めたとして、同年〇月〇日、E医院に受診し、「左肘関節捻挫」と診断された。

さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日、Fクリニックに受診し、「両手根管症候群、左上腕骨内上顆炎」と診断され、その後、同年〇月〇日、G医院に受診し、「頰椎症、両手指神経障害、慢性疼痛」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、平成〇年〇月〇日の復職後の草刈り作業等により本件疾病を発症し

たとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人に発病した「適応障害」について、請求人は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分をしたため、請求人はこれらの処分を不服として審査請求を経て、再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に発症した本件疾病について、上肢等に負担のかかる作業に相当期間従事し、上肢に過大な重量負荷がかかったため、平成〇年〇月〇日に発症したこと、また、同月〇日には振動障害も発症したことを主張する。

(2) 本件疾病を含む上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務上外の判断については、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。

以下「上肢障害の認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えることから、以下、上肢障害の認定基準に基づき本件について検討する。

- (3) 「上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間（原則として6か月以上）従事した後に発症したものであること。」について

請求人は、草刈機を使用した草刈り作業を平地だけでなく危険な山の斜面でも行い、山の斜面では斜面に平行になるように草刈機を持ち上げて草木を刈ったため、草刈機の使用は上肢に負担のかかる作業であったと主張する。

請求人の本件疾病の発症日については、本件一件記録上、医師の意見書及び診断書等からは確認できないため、請求人の主張する上記(1)を発症日として、発症前に請求人が草刈り作業に従事していた期間をみると、請求人が草刈機を使用し始めたと主張する平成〇年〇月〇日から同年平成〇年〇月〇日の発症日までの期間は約2か月であり、上肢障害の認定基準における要件「相当期間従事した」には該当しない。

したがって、請求人に発症した本件疾病は、上肢障害の認定基準に定める要件を満たさないと当審査会は判断するが、請求人は上肢に負担のかかる作業であった旨主張していることから、上肢障害の認定基準に定める他の要件についても、念のため検討する。

- (4) 「発症前に過重な業務に就労したこと。」について

ア 請求人は、草刈り作業を1人で担当しており、同一事業場の同種労働者との業務量の比較検討はできない。

イ 次に、請求人が草刈機を使用した時間について、本件一件記録から検討する。

請求人の本件疾病発症前の草刈機の使用時間は、平成〇年〇月は29時間、同年〇月は18時間、同年〇月は39時間であることが認められる。本件疾病の発症月である平成〇年〇月は、除草作業に従事した日数が16日間であり、この月は発症日までに6日間除草作業に従事したことから、同月の草刈機の使用時間は、草刈機総使用時間39時間に6/16を乗じた約14.6時間と推計することとし、請求人が本件疾病発症前に草刈機を使用した総時間は、合計61.6時間とみるのが相当であると判断する。この間の草刈機の使用日数は、除草作業の全てに草刈機を使用したとしても26日間であり、

1日当たりの平均作業時間は、約2.4時間であったと考えられる。

また、請求人の平成○年○月から同年○月の勤務態様は、所定労働時間8時間、休憩時間45分、所定休日は土曜日、日曜日及び祝日、実態として残業はなく、有給休暇も取得しており、この間の出勤日数は○月が17日間（うち除草作業従事が13日間）、○月が15日間（うち除草作業従事が9日間）、○月が18日間（うち除草作業従事が16日間）であることが認められる。

請求人の本件疾病発症前のこの勤務状況と、さらに、H医師が平成○年○月○日付け意見書において、「短期間に集中的に過度の負担がかかった事実は認められず、かつ土日祝日は就労しておらず、それ以外にも有給休暇を取得している。本例の作業時間は、平均して2時間程度であり、過重な業務に就労したとは判断しがたい。」と述べていることを併せ鑑みると、当審査会としては、請求人が本件疾病発症前に過重な業務に就労していたとは認められないと判断する。

- (5) 「過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること。」について

I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、頰椎症、両手指神経障害、慢性疼痛と診断した根拠について、頰椎症については、「草刈りをして手指に痺れが来る頻度が多いため。また、頰椎レントゲンを撮るため病名が必要であった。」、両手指神経障害については、「来院時両手2指3指の痺れの訴えがあった。」、慢性疼痛については、「薬を処方するために慢性疼痛の病名が必要であった。」と述べている。また、J医師は、同年○月○日付け意見書において、「頰椎症、手根管症候群、上顎炎、胸郭出口症候群を示唆する他覚的所見は一切見られず。自覚症状のみであり、これを証明する器質的疾患は特定し得ない。」と述べ、本件疾病の発症を否定している。

したがって、当審査会としては、両医師の意見からして、請求人の本件疾病は請求人の自覚症状のみで診断された傷病名であり、他覚的所見はないことが認められることから、請求人の本件疾病と業務との間に医学的相当因果関係は認められないと判断する。

- (6) 以上からすると、請求人に発症した本件疾病は、上肢障害の認定基準に定める要件を満たさないことから、業務に起因して発症したものとは認められないと判断する。

(7) 請求人は振動障害を発症したと主張していることから、この点についても検討する。

振動障害の業務上外の判断については、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「振動障害の認定基準について」（昭和52年5月28日付け基発第307号。以下「振動障害の認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、振動障害の認定基準に基づき本件について検討する。

(8) 「振動業務に相当期間従事した後に発生した疾病であること。」について

請求人は、草刈機等を使用する振動業務に従事していたと主張する。

振動障害の発症日については、本件一件記録からは医師の診断は認められないため、請求人の主張する上記（1）を発症日とすると、発症前の振動障害への従事期間は、請求人が草刈機を使用し始めたと主張する平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの約2か月間であり、おおむね1年又はこれを超える期間でないことから、振動障害の認定基準における要件「振動業務に相当期間従事した」には該当しない。

さらに、請求人は、草刈機を初めて使用したため、未熟であった旨主張する。しかし、請求人の主張する上記（1）を発症日とすると、平成〇年〇月の草刈機の使用時間は、上記（4）のイで示した考え方のおり、同月は振動障害の発症日までに13日間除草作業に従事したことから、同月の総使用時間39時間に13/16を乗じた約31.7時間と推計することとし、請求人が振動障害発症前に草刈機を使用した総時間は、同年〇月及び同年〇月の使用時間と合わせて合計78.7時間とみるのが相当であると判断する。また、草刈機の使用日数は、除草作業の全てに草刈機を使用したとしても33日間であり、1か月当たりの使用日数は平均10日、1日当たりの平均作業時間は、約2.4時間である。また、振動工具の代表といえるチェーンソーの使用は1日であり、使用時期も寒冷期ではない。

したがって、請求人が草刈機の使用に熟練していなかったとしても、草刈機、チェーンソーの使用日数、使用時間及び使用時期から勘案し、請求人の主張する振動障害は、振動障害の認定基準に定める要件を満たさないと当審査会は判断するが、振動障害の認定基準に定める他の要件についても、念のため検討する。

- (9) 「末梢循環障害、末梢神経障害、運動機能障害のすべてが認められるか、又はそのいずれかが著明に認められる疾病であること。」について及び「レイノー現象の発現が認められた疾病であること。」について

H医師は、平成〇年〇月〇日付け振動障害診断所見書において、「末梢循環障害・末梢神経障害・運動機能障害は軽度認められるが、振動業務に相当期間従事した後に発生したものではなく、また、指の変色は、レイノー現象の発現とは考え難く、振動障害認定基準には該当しない。」と意見している。また、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の症状の憎悪について、「振動障害の一般的な臨床経過とは、異なる。」と述べている。さらに、同医師は、労働基準監督署の調査に対して、「冷水負荷検査の循環機能検査の回復率が最も客観的な検査であり、5分・10分後の皮膚温の回復率が良く血行障害が無いこと及び振動工具を使用しなくなってから、請求人の症状が憎悪したと訴えていることから振動障害を否定することができる。」と述べ、振動障害を否定している。

したがって、H医師の意見書によると、請求人に生じている症状を振動障害に由来するものと認めることはできない。

- (10) 以上からすると、請求人の本件疾病及び請求人の主張する振動障害は、いずれも上肢障害の認定基準及び振動障害の認定基準に定める要件を満たさないことから、業務上の事由による疾病とは認められないと判断する。

そのほか、請求人は先般の適応障害に係る再審査や事業場との解雇に関する訴訟等に関して縷々主張しているため、本件の一件記録を精査したが、当該主張は上記結論を左右しない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。